

北労発基 0913 第 2 号
令和 6 年 9 月 13 日

建設工事発注機関各位

厚生労働省北海道労働局長
(公印省略)

建設工事追い込み期労働災害防止運動の実施について

日頃より労働行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業における 8 月末現在（速報値）の死亡者数は 10 人と前年同期の 3 人から 7 人増加しており、死傷者数は 453 人と前年同期に比べ 50 人減少しています。死傷者数は減少しているものの、死亡者数は令和 5 年 1 年間に発生した 6 人を上回っているほか、過去 5 年間の同時期における平均人数も上回っており、例年よりも多い状況です。

北海道における建設業の労働災害は、例年追い込み期に当たる 10 月から 12 月に多発する傾向にあり、特に死亡労働災害は過去 5 年間の同時期の死亡者数を労働局別に比較すると、北海道が突出している状況にあります。

このため、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」（別添 1）により同運動を展開いたしますので、下記事項の取組について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、死亡者数が大幅に増加していることを受け、「建設事業者及び現場で働く皆さんへ」と題した北海道労働局からのメッセージ（別添 7）及びメッセージ動画を作成し、公開しておりますので、各施工業者に対する周知についても特段の御配慮を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 別添 2 のリーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を使用した、現場監督員等への周知
- 2 工事現場へのパトロールの実施及び指導
- 3 工事施工業者への建設工事追い込み期における労働災害の防止対策の周知、指導
- 4 工事施工業者との合同パトロールの実施、安全大会・工事施工業者で構成する労働災害防止協議会等労働災害防止に係る各種会議・会合等の開催

5 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」に係る別添3の「懸垂幕（看板）」
及び別添4の「安全宣言」の現場設置・掲示への協力
(別添5「懸垂幕（看板）」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領参照)

【添付書類】

- (1) 「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」
- (2) 建設工事追い込み期労働災害防止運動リーフレット
- (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動 懸垂幕（又は看板）（例）
- (4) 建設工事追い込み期労働災害防止運動安全宣言 記入例
- (5) 「懸垂幕（看板）」設置及び「安全宣言」掲示の取組実施要領
- (6) 建設工事パトロール点検表
- (7) 「建設事業者及び現場で働くみなさんへ」（北海道労働局労働基準部長メッセージ）

※「リーフレット」、「実施要綱」等の上記添付書類は北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。

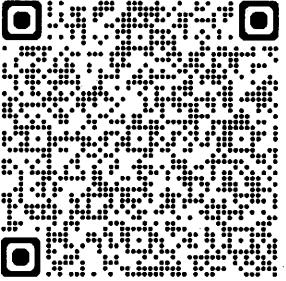
【掲載場所】

1 リーフレット等

ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>労働災害防止について
>業種別の労働災害防止について>建設業の労働災害防止対策等について

https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anzen-kankei/saigai/kennsetsugousaigaiboushi.html

2 北海道労働局メッセージ動画 <https://youtu.be/TudCg8eIwCY>

建設業の労働災害防止対策等について (北海道労働局 HP)	北海道労働局メッセージ動画 (北海道労働局 YouTube)
	

【担当者】

北海道労働局労働基準部安全課
主任地方産業安全専門官 祉（のと）
電話(代) 011-709-2311 内線 3550